

対象資産等	取得時期	特例割合	適用期間	根拠規定
家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産		1/2	期限なし	地方税法第349条の3第27項
居宅訪問型保育事の用に供する家屋及び償却資産		1/2		地方税法第349条の3第28項
事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産		1/2		地方税法第349条の3第29項
水質汚濁防止法に規定する特定施設等設置工場等の汚水または廃液処理施設（償却資産）	令和6年4月1日から令和10年3月31日まで	1/2	期限なし	地方税法附則第15条第2項第1号
公共下水道の使用者が設置した下水道除害施設（償却資産）	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで	4/5		地方税法附則第15条第2項第5号
津波法第56条1項に基づく県指定津波災害警戒区域内における指定避難施設の用に供する家屋のうち「指定避難施設避難用部分」	平成30年4月1日から令和9年3月31日まで	2/3	5年	地方税法附則第15条第21項第1号
津波法60条1項による管理協定に定められた「協定避難用部分」に係る家屋	平成30年4月1日から令和9年3月31日まで	1/2		地方税法附則第15条第21項第2号
津波法61条1項による管理協定に定められた「協定避難用部分」に係る家屋	平成30年4月1日から令和9年3月31日まで	1/2		地方税法附則第15条第21項第3号
津波法56条1項に基づいて県が指定した津波災害警戒区域における指定避難施設の用に供する償却資産	指定日以降に取得した資産	2/3		地方税法附則第15条第22項第1号
津波法60条1項による管理協定に定められた「協定避難用部分」に係る償却資産	協定締結日以降に取得した資産	1/2		地方税法附則第15条第22項第2号
ペロブスカイト太陽光発電設備	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	2/3	3年	地方税法附則第15条第24項第1号イ
特定水力発電設備（500kw未満）	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	2/3		地方税法附則第15条第24項第1号ロ
特定地熱発電設備（1,000kw以上）	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	2/3		地方税法附則第15条第24項第1号ハ
バイオマス発電設備（10,000kw未満） ※認定発電設備に限る	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	2/3		地方税法附則第15条第24項第1号ニ
再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	6/7		地方税法附則第15条第24項第2号
港湾法に基づく洋上風力発電設備、温対法・農山漁村再エネ法に基づく陸上風力発電設備	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	3/4		地方税法附則第15条第24項第3号イ
特定地熱発電設備（1,000kw未満）	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	3/4		地方税法附則第15条第24項第3号ロ
都市緑化法に規定する市民緑地の用に供する土地	平成29年6月15日から令和9年3月31日まで	2/3		地方税法附則第15条第31項
改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンション	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで	1/3	1年	地方税法附則第15条の9の3第1項
サービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅	平成27年4月1日から令和9年3月31日まで	2/3	5年	地方税法附則第15条の8第2項
貯留機能保全区域の指定を受けた土地	令和4年4月1日から 令和10年3月31日まで	3/4	3年	地方税法附則第15条第40項